

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の対応について

- 1 前日の14時ごろに、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合、登下校を含めた園児・児童・生徒の健康に係る被害を防ぐ観点から、翌日は臨時休業とします。
- 2 中学校の部活動における大会等については、主催者の判断に拠るものとします。

<参考>

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

- 熱中症特別警戒アラートが発表される場合
広域的に過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合。
- 発表基準
京都府内のすべての暑さ指数情報提供地点（全8か所）において、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合。
- 発表時刻
前日の14時頃

環境省HP「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートについて」
「熱中症の予防行動（熱中症特別警戒情報の資料より）」より再構成